

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）
 （機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））

平成 20 年 4 月分

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況 (6月30日現在)	発生場所
1	H20.4.4	電気チェーンブロック (重量物を吊上げる装置)	定期検査期間中、弁の点検作業のため電気チェーンブロックを使用していたところ、電気チェーンブロックのフックと操作スイッチ用ケーブルが絡まっていることに気づかず、電気チェーンブロックを下降したことにより、ケーブルの接続部品を損傷した。このため、当該部品を取替えた。 原因調査の結果、事象発生時に電気チェーンブロックの操作者が吊荷に意識が集中していたため、ケーブルが絡まったことに気付かなかったものと判断した。このため、電気チェーンブロックを使用する際の操作者や合図者、吊荷補助者の配置および役割について、関係箇所に周知した。	処置済み	原子炉 建 屋
2	H20.4.7	取水口固定バースクリーン (冷却水として取水する海水中の海藻類等を取水口の入口にて取り除く設備)	定期検査期間中、取水口固定バースクリーンを点検したところ、海水による局所的な腐食を確認した。 バースクリーンは、より腐食しやすい金属を取り付けることでバースクリーン内に電流を発生させ腐食を防止している。原因調査の結果、誤ってバースクリーンの接続部分に塗装をしていたため電流が流れず、防食機能が働かなかったためと判断した。このため、当該バースクリーンを取替えるとともに、バースクリーンの適切な塗装方法および作業後の通電確認について、関係箇所に周知した。	処置済み	屋 外

3	H20.4.8	制御盤内スペースヒータ用電源供給ケーブル（制御盤内のヒーター用ケーブル）	<p>定期検査期間中，主変圧器ユニット制御盤の点検をしたところ，制御盤のスペースヒータ電源ケーブルが変色しているのを確認した。</p> <p>原因調査の結果，スペースヒータの仕様がメーカー確認試験時と異なっていたため，当該ケーブル端子部の許容温度以上の状態で使用していたことにより，劣化したものと判断した。</p> <p>このため，調達管理時の注意事項を手引きへ，電線選定時の注意事項をメーカーの設計基準へそれぞれ明記した。また，当該ケーブルを許容温度の大きいものへ交換するとともに，ケーブル端子部の温度を測定し，許容温度以下であることを確認した。</p>	処置済み	屋 外
4	H20.4.14	原子炉補機冷却水系小口径弁（原子炉補助設備を非放射性的の冷却水で冷却する設備の弁）	<p>定期検査期間中，原子炉補機冷却水系の弁を分解点検していたところ，誤って当該弁を転倒させ，付近にあった小口径弁の弁棒を折損させた。このため，折損した弁棒を取替えた。</p> <p>原因調査の結果，分解点検していた当該弁は，転倒防止措置を行わない不安定な状態で作業を実施していたため，作業員が誤って接触した際に転倒したものと判断した。このため，作業時に不安定な状態となる場合には，確実に転倒防止措置を行うことを工事仕様書に反映するとともに，関係箇所周知した。</p>	処置済み	原 子 炉 建 屋

5	H20.4.16	<p>復水器水室 水位計用ストレーナ (復水器の細管洗浄用のボールが流入しないように水位計上流側に設置している部品)</p>	<p>定期検査期間中、復水器水室を点検したところ、復水器水室の水位計用ストレーナが損傷していることを確認した。このため、当該ストレーナの機能に影響がないことを確認し、復旧した。 原因調査の結果、前回のストレーナ点検において損傷したものと判断し、点検後に再度損傷の有無を確認するよう、工事仕様書に明記した。</p>	処置済み	タービン 建屋
6	H20.4.19	<p>原子炉建屋水密扉 (水漏れ発生時に漏えい範囲を広げないよう、水密性を保つための扉)</p>	<p>定期検査期間中、原子炉建屋空気圧縮機設備エリアにおいて、水密扉の取っ手の一部が脱落していることを確認した。点検したところ、取っ手の一部を固定するボルトが、何らかの原因により緩んだものと判断したため、脱落していた部分を復旧し、固定用ボルトの締付けを行った。 原因調査の結果、定期検査作業に伴う開閉操作の増加および何らかの衝撃等により、固定用ボルトが緩んだものと判断した。このため、固定用ボルトを長いものに変更し、緩み防止として接着材で固定した。</p>	処置済み	原子炉 建屋

7	H20.4.28	原子炉建屋 エアロック扉 (原子炉建屋と他建屋間 の間に設置している気 密性を保つための扉)	<p>定期検査期間中、2箇所ある原子炉建屋エアロック扉のうち、1箇所のエアロックについて、開閉操作ができなくなったため、点検したところ、エアロック扉用の制御盤のブレーカーが切れていることを確認した。原因調査の結果、扉内部の施錠装置が作動する度に、施錠装置本体と施錠装置に接続されている電線が接触していたため、電線の被覆の一部が剥がれ、短絡したものと判断した。このため、電線を取替えるとともに、施錠装置と接触しないように配線ルートを変更した。</p> <p>点検の際の注意喚起のため、本対策の内容を扉内部施錠装置近傍に表示した。</p>	処置済み	原子炉 建屋
---	----------	--	---	------	-----------

・「不適合」とは、要求事項を満たしていない状態をいいます。

処置状況欄記載の「対応中」、「補修済み・取替済み・復旧済み」、「処置済み」については、以下の状況をいいます。

- ・対応中 : 要求事項を満足する状態に復旧中です。
- ・補修済み・取替済み・復旧済み: 要求事項を満足する状態に復旧済みです。
今後、原因調査、対策等を講じます。
- ・処置済み: 要求事項を満足する状態に復旧し、原因調査、対策等を実施済みです。
なお、今後、水平展開について検討・対応します。